

| ページ | 正 | 誤 |
|-----|---|--|
| 613 | <p>Ⅲ 設計 設計業務の価格積算基準の制定について</p> <p>〃 平成28年3月29日 27農振第2183号</p> | <p>Ⅲ 設計 設計業務の価格積算基準の制定について</p> <p>[追加]</p> |
| 617 | <p>別紙 設計業務の価格積算基準</p> <p>4 設計業務費の積算 <u>建設コンサルタント等を対象とする場合</u></p> <p>(2) 直接経費 直接経費は、3の3-1の(2)の1)~4)の各項目の必要額については積上げて算定し、これら以外の経費については、その他原価として計上する。 なお、旅費交通費は、別に定める「設計業務等の価格積算基準等の留意事項について(第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について)」に準じて算定する。</p> <p>[削る]</p> | <p>別紙 設計業務の価格積算基準</p> <p>4 設計業務費の積算 <u>4-1 一般コンサルタントを対象とする場合</u></p> <p>(2) 直接経費 直接経費は、3の3-1の(2)の1)~4)の各項目の必要額については積上げて算定し、これら以外の経費については、その他原価として計上する。 なお、旅費交通費は、別に定める「設計業務等の価格積算基準等の留意事項について(第3 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について)」に準じて算定する。</p> <p><u>4-2 個人(一般コンサルタント以外の個人をいう)を対象とする場合(諸謝金による場合を除く)</u> <u>設計業務費は、4-1と同一の方法により算定する。</u> <u>ただし、その他原価、一般管理費等については、計上しないものとする。</u> <u>なお、積算参考資料作成業務には適用しないものとする。</u></p> |